

4月1日から

子どもの医療費助成制度を拡充します

昭会先 福祉政策課 ☎ 23 7 7 3 5 FAX 23 7 7 4 8

4月1日から子どもの医療費助成の対象を拡大し、これまで小学3年生まで(所得制限により中学3年生まで)であった外来に係る医療費の助成が、中学卒業まで(15歳に達した日以降の最初の3月31日まで)に広がります。

これに併せて制度の名称も、乳幼児等福祉医療費助成制度から「子ども医療費助成制度」に変更します。新小学1年生から中学3年生までの子(平成8年4月2日〜平成17年4月1日生まれ)には、3月中旬までに申請書類を個別に送付しますので手続きをお願いします。

◆受給者証の色

▲就学前⇒うす紫色



見本

▲小学生⇒肌色



見本



外来受付

※就学前の子は、現在持っている受給者証を有効期限内に限り、そのまま使用できます。

※新小学2〜3年生についても有効期限を延長した受給者証を新たに交付します。

《対象とならない方》

- ・健康保険に加入していない。
- ・生活保護を受けている。
- ・重度心身障がい者、母子家庭、父子家庭の福祉医療を受けている。
- ・児童福祉施設などに入所している。または、里子などで医療費の助成を受けている。

◆受給者証の使い方

【県内の医療機関で受診した場合】

健康保険証と一緒に「受給者証」を医療機関の窓口提示してください。保険診療の自己負担分のお支払いはなくなります(保険対象外および入院時の食事代を除く)。

【県外の医療機関で受診した場合】

「受給者証」は使えませんので、自己負担分をお支払いいただき、後日、市役所福祉政策課または各地域事務所の窓口で、払い戻しの手続きをしてください。

▲中学生⇒水色



見本



医師会からのお願い

武儀医師会長 早川力

関市もいよいよ福祉医療で中学3年生までの医療費が無料となります。



しかし、お子さんが急に病気になった時、コンビニ受診といわれるように気軽に夜間受診されますと、夜間診療はとても手薄なため、すぐにパンクしてしまいます。お子さんの容態が落ち着いていけば昼間に受診していただきますようお願いいたします。他県ではこれが原因で、医療崩壊を起こしたところもあります。

幸い岐阜県、特に関市では市民の皆さんのおかげで、事なきを得ています。

医療費からみましても、診察料・初診料以外に、時間外診療で850円、深夜ですと4800円が追加され、昼間に受診された方が経済的です。

ところで、皆さん「かかりつけ医」はお持ちでしょうか。かかりつけ医とは、皆さんの家族構成、病歴など大体のことを知っている医者のことです。そこには皆さんの資料がカルテという形であります。病気になったら、まずかかりつけ医に行ってください。そこで治るものは治し、治せないものは他院を紹介することがかかりつけ医の仕事です。目当ての専門医がすぐに見つかり、時間としても費用としても効率的といえます。